

## 四日市市文化財保存活用地域計画の策定について

### [策定の理由]

文化財保護法第 183 条の 3（平成 31 年 4 月改正文化財保護法施行）

「文化財保存活用地域計画の認定」

### 1. 趣旨

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりが必要となってきた。

この計画は、市が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関するアクション・プランである。市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取り組むを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を行っていく。

さらに、地方創生、観光振興、経済活性化のツールとして文化財をより積極的に活用していく。

### 2. 策定期間 令和 2～3 年度の 2 ヶ年 → 令和 4 年度 文化庁への認定申請

### 3. 計画の概要

市内における有形無形の文化財について、調査、把握、リスト化し、特色を抽出する。核となる文化財を中心とした区域を設定し、区域内に存在する文化財の保存整備、活用事業や環境整備、人材育成、情報発信等の事業を計画、実施していく。

※核となる文化財群の想定（文化財、地区、テーマ）

- ・「鳥出神社の鯨船行事」：富田・富洲原地区：まつりと近世～近代のまちなみ
- ・「久留倍官衙遺跡」：大矢知・八郷地区：いにしへの舞台をめぐる
- ・「旧四郷村役場」：四郷・港地区：四日市近代産業の発祥と四郷ノスタルジックさんぽ
- ・「御池沼沢植物群落」：三重地区・市内各所（天然記念物）：御池の食虫植物たちと原始植物
- ・「東海道」：東海道沿いの地区：宿場まちよっかいち

### 4. 協議会の設置

地域計画の策定・変更及び実施に当たっては、多様な関係者が参画した協議会において検討することが望ましいとされていることから、市、県、文化財保存活用支援団体、学識経験者、四日市商工会議所、四日市観光協会、市民委員などで構成する。また、庁内調整の関係部署として文化振興課、観光交流課、広報マーケティング課、都市計画課、政策推進課、博物館などを想定している。

### 5. 作業内容

- ・策定協議会の開催 第 1 回を令和 2 年 4 月（予定）
- ・文化財の悉皆調査
- ・市内各地区での関係者への文化財ヒアリング実施
- ・パブリックコメントの実施